

平成30年9月定例会 議会運営委員会の概要

日時	平成30年 9月20日(木)	開会	午前10時32分
		散会	午前10時42分
	9月27日(木)	開会	午前 9時32分
		散会	午前 9時38分
	10月 3日(水)第1回	開会	午前 9時34分
		休憩	午前 9時39分
	第2回	再開	午後 0時16分
		散会	午後 0時18分
	第3回	開会	午後 3時46分
		散会	午後 3時48分
	10月 5日(金)	開会	午後 1時 2分
		散会	午後 1時 4分
	10月12日(金)第1回	開会	午前 9時41分
		休憩	午前 9時52分
	第2回	再開	午前 9時59分
		休憩	午前10時17分
	第3回	再開	午後 2時28分
		休憩	午後 2時33分
	第4回	再開	午後 4時25分
		休憩	午後 4時28分
	第5回	再開	午後 5時59分
		閉会	午後 6時 1分

場所 議会運営委員会室

出席委員 木下高志委員長

立石泰広副委員長、萩原一寿副委員長

板橋智之委員、武内政文委員、諸井真英委員、田村琢実委員、小林哲也委員、  
本木茂委員、小谷野五雄委員、野本陽一委員、木村勇夫委員、田並尚明委員、  
安藤友貴委員、石川忠義委員、秋山文和委員、木下博信委員

出席者 齊藤正明議長、高橋政雄副議長

欠席委員 なし

説明者 奥野立副知事

会議に付した事件並びに審査結果

1 議会の運営に関する事項

2 請願

議請番号	件名	結果
㊸議請第4号	政務活動費の支出を証明する領収書のインターネット公開を求める請願	継続審査

平成30年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年9月20日(木))

---

**委員長**

1 知事追加提出議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。

**奥野副知事**

委員長のお許しをいただいたので、最終日に追加提案をお願いしたいと考えている人事議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「平成30年9月定例会に追加提出する人事議案」を御覧願う。

その内容だが、教育委員会委員の任命についてである。埼玉県教育委員会委員に石川美津夫氏を新たに任命することについて、御同意をお願いするものである。経歴等については、お手元にお配りしてあるので、御覧いただきたいと存じる。

どうぞ、よろしく願います。

**委員長**

2 質疑質問についての(1)質疑質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2)質疑質問順位の決定についてだが、まず、9月27日(木)については、自民、立憲・国民・無所属、公明の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、9月28日(金)については、自民、県民、共産党の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、10月1日(月)については、自民、改革、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**本木委員**

10月1日については、1番目が金子勝議員、3番目が内沼博史議員で願います。

**委員長**

次に、10月2日(火)については、自民、公明、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

## 本木委員

10月2日については、1番目が松澤正議員、3番目が須賀敬史議員でお願いします。

## 委員長

次に、10月3日(水)については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

## 本木委員

10月3日については、1番目が清水義憲議員、2番目が小川真一郎議員、3番目が小林哲也議員でお願いします。

## 委員長

それでは、質問順位を確認する。

< 委員長、調整結果(別紙)を読み上げる。 >

## 委員長

3 意見書・決議案についてだが、件名については、一般質問中日・10月1日(月) 案文については、一般質問最終日・10月3日(水) それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力をお願いします。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・10月12日(金)の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いします。

## 委員長

4 埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会についてだが、お手元の資料2の名簿のとおり、各会派より委員を御推薦いただいたので、御報告する。

## 委員長

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

## 委員長

6 その他に入る前に申し上げる。

まず、議長から発言を求められているので、議長、よろしくをお願いします。

## 議長

知久公子公安委員会委員長から、戸籍上の姓は「齊藤」であるが、議会出席時等において、旧姓「知久」を使用したいとの願い出があった。

この件については、願い出のとおり取り扱うこととするので、御報告する。

### 委員長

次に、議員政策研修会についてだが、本日、午後1時30分から、議員政策研修会が第4委員会室において開催されるので、議員各位の御参加をお願いする。

### 委員長

次に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

### 議事課長

本日午前9時30分現在、58番伊藤雅俊議員から欠席届が提出されている。

### 委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・9月27日(木)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

次に、(3)本会議開会時刻についてだが、準備ができ次第直ちに開会することでよいか。

< 了 承 >

平成30年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年9月27日(木))

---

**委員長**

1 監査請求に係る監査結果の報告についてだが、さきの6月定例会において議会から請求した、知事特別秘書の給与額の適法性について、監査委員から監査結果報告書が提出された。

監査結果報告書については、お手元に配布したとおりであるので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

この件については、本日の本会議において配布したいと存じるので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**本木委員**

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間を頂きたいと思う。  
私たちは、今定例会で、議員提出議案として条例案を提案したいと考えている。  
条例案の概要をお配りして、御説明させていただきたいと思う。  
委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いする。

**委員長**

それでは、自民の条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

**委員長**

それでは、説明をお願いする。

**本木委員**

お配りした条例案の概要を御覧願う。

近年、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる、女子高校生などの青少年の性を売り物とする営業が横行している。これらは表向きには健全な営業を装いながら、性的なサービスを客に提供させる悪質な営業も存在し、青少年が重大な性犯罪に巻き込まれている。また、児童ポルノの検挙件数が増加傾向にある中、騙されたり脅されたりして青少年が自分の裸を撮影させられた上、メール等で送られる被害、いわゆる「自画撮り被害」が急増している。これらのように、判断能力が形成途上な青少年に付け込み、その健全な育成を阻害するおそれがある行為に対しては、新たな規制を行い、青少年を守る必要がある。

以上のことから、いわゆる「JKビジネス」の営業に関する規制を行い、併せて青少年に対する淫らな性行為等に対する罰則を引き上げるとともに、青少年に対し児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止することを内容とした条例の改正案を提案するものである。

各会派におかれては、お持ち帰りの上、御検討いただくようお願い申し上げます。

#### **委員長**

ただ今の件については、今後の議運で御協議いただきたいと思うので、よろしく願います。

#### **委員長**

3 その他に入る前に申し上げます。

本日から一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げます。

#### **委員長**

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

#### **議事課長**

本日午前9時30分現在、52番小川真一郎議員、58番伊藤雅俊議員から欠席届が提出されている。

#### **委員長**

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・10月3日(水)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

#### **委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

平成30年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年10月3日(水)第1回)

---

**委員長**

1 予算特別委員会の附帯決議についてだが、知事から議長宛て、報告したい旨の申出があった。この件については、資料1のとおり関係する委員会において報告を行わせることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議案(第86号議案ないし第101号議案)及び請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 決算特別委員会の設置、第102号議案及び第103号議案の付託、同議案の継続審査決定並びに委員の選任についてである。

まず、第102号議案及び第103号議案については、本日、18人の委員をもって決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、決算特別委員の選任については、お手元の資料2の名簿のとおり選任することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

以上、決算特別委員会の設置、第102号議案及び第103号議案の付託、同議案の継続審査決定並びに委員の選任については、議案及び請願の各委員会付託後に、異議なし採決により、お諮りすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、無所属は私から確認しておく。

**委員長**

また、正副委員長互選のための委員会を、本日の本会議散会後に開会することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 議員提出議案についての(1)条例案についてだが、去る9月27日(木)の議運で自民から提案のあった条例案1件が提出されたので、御報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第24号議案は、提案者を代表して、25番杉島理一郎議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、この議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は議第24号議案の提案説明終了後の休憩中速やかに、ということはいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料3のとおり、意見書24件、決議3件、合計27件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、案文については、さきの議運においてお願いしたとおり、本日午後5時まで提出して下さるようお願いする。

**委員長**

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >



**委員長**

6 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、58番伊藤雅俊議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第24号議案の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

平成30年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年10月3日(水)第2回)

---

**委員長**

1 議第24号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日・10月10日(水)午後5時までに、私宛てに申し出てくださいよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・10月12日(金)の議運で御協議をお願いする。

**委員長**

その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、請願審査のための議運を10月5日(金) 常任委員会終了後に開会することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

平成30年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年10月3日(水)第3回)

---

**委員長**

特別な事情が生じたため、ただ今から、委員会を開会する。

**委員長**

1 小松弥生教育長に対する問責決議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、4番中川浩議員から通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、発言時間は、1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内ということではいかか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)討論の有無の確認についてだが、46番井上将勝議員から反対討論、3番木下博信議員から賛成討論、32番井上航議員から反対討論、14番前原かづえ議員から反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 その他の(1)次回議運の確認についてだが、先ほどお話ししたとおり、請願審査のための議運を10月5日(金)、常任委員会終了後に開会することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第直ちに再開する。

平成30年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年10月5日(金))

---

**【請願の継続審査を求める動議についての発言】**

**本木委員**

政務活動費については、現在、係争中の案件があるという状況に変化はないため、継続審査とすべきものとすることを求める動議を提出する。

---

**【請願の採決を求める動議についての発言】**

**石川委員**

5回目の継続審査とせずに、採決を求める動議を提出する。

---

**【議会の運営に関する事項】**

**委員長**

次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・10月12日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

## 委員長

1 知事追加提出議案についてだが、本日、知事から議長宛て表彰に関する議案が急きょ提出された。執行部から開会日の議運での説明がないままに議案が提出されたことは、誠に遺憾である。執行部におかれては、これまで議会と執行部との間で積み重ねられてきたルールを十分尊重されるよう、申し入れる。

なお、表彰議案については、6月定例会の議運決定において、人事議案と同様に取り扱うこととしている。この点を踏まえ、表彰議案の取扱いについて御協議をお願いする。

## 本木委員

委員長から説明のあったとおり、表彰議案については、慎重な審議が必要であることから、開会日の議運において執行部の説明を受け、閉会日に提案、正規の手続を省略して採決を行うこととしたものである。これは表彰議案が、名誉に関わる重要な案件であり慎重な審議が必要であること、一方で、審査を行うこと自体が表彰を受ける方にとって非礼になる可能性があることに鑑みたものである。それにも関わらず、今回のように執行部から急きょ提案された表彰議案について審査を行うことは、議会としてもこのルールを破ることになる。また、十分な時間も与えられない中では、各会派におかれても表決を決定することはできないと思われる。

仮に審査を行うとしても、十分な審議時間を取るために継続審査とする可能性も考えられ、そのこと自体が表彰対象者の名誉を傷つけることになりかねない。したがって、表彰対象者の名誉を守ることを第一に考えれば、本議案について本日は取り扱うべきではないと考える。

## 木村委員

今回の表彰については、タイミングが非常に重要であると考え、直ちに審議を進めるべきである。

## 野本委員

表彰議案を人事案件と同様に取り扱うことは、既に議会運営委員会で決定されている。これは、表彰議案は個人の名誉に関するものであり、委員会等で対象者一人一人を取り上げて審査することは望ましくないとの考えによるものである。そのため、開会日の議運で議案の説明を受け、最終日に提案して直ちに採決している。このルールにのっとらない方法で提出されたとなれば、通常の議案審査のルールに戻ることも考えられる。議案を委員会に付託し、基準はどのようになっているのか、対象者の一人一人が選考基準に沿ったものであるか、活躍の度合等を議会として責任を持って審査しなければならない。それは極めて好ましくないと我々は判断している。これが、あらかじめ開会日に議案の説明がされていれば、議会としてそれ以降、水面下で評価を行い、閉会日に表決することができる。表彰議案については、このような取扱いとすることを議会運営委員会で決定している。本日、急きょ議案を提案することは、一度決めたルールに反している。議案の提案を受けるべきではない。

## 石川委員

今回の議案が、本日提案されることとなった理由を伺いたい。

## 田村委員

執行部に聞くことではないか。

## 奥野副知事

今回の対象者は、サッカーワールドカップという、オリンピックに準ずる世界的にも非常に大規模な大会で活躍した選手のうち、埼玉県内のチームに所属する選手、又は埼玉県にゆかりのある選手である。ワールドカップが6月から7月にかけて行われたため、その直後に開かれている9月定例会に提案しようとするものである。

## 田村委員

先ほどの質問に対する答弁となっていない。なぜ、開会日に説明せず、本日となったのか。

## 奥野副知事

先ほど野本委員から御指摘いただいたとおり、表彰議案については人事案件と同様に、開会日の議会運営委員会で説明すべき議案であった。その手続にのっとっていない形での提出となったことについて、まずもってお詫び申し上げる。

執行部としては、表彰議案を開会日の議会運営委員会で御説明するのは、その後、議会側に十分御検討いただき、閉会日に実際に議案を提案し、通常の手続を省略し、御議決いただくためであると理解している。

今回の議案については、開会日の代表者会議で知事から説明させていただいた後、議会側から、選考基準にもう一度照らし、本当に適当な選考であるのかとの御指摘をいただいた。その後、執行部として選考基準に照らして対象者の再選定を行った。その際、外部のサッカー関係者等からの意見聴取も行った。その後、当初の表彰候補者に追加する新たな候補者が出てきたため、その選手の関係者との調整を行ってきた。また、こうした再選考の経過については、その都度議会側とも情報共有をさせていただいた。執行部としては、実質的には開会日以降も議会側と共に選考をやり直させていただき、表彰候補者の選考作業を進めてきた経緯があると理解している。その結果、表彰候補者が固まったので、閉会日ではあるが追加提案をお願いするものである。

## 田村委員

今の執行部の答弁にもあったとおり、開会日に議案の説明をするという、表彰議案の取扱いにのっとっていないものである。表彰議案の取扱いどおりとなっていなかったものを、執行部側だけで再選考し、勝手に閉会日に提案することはおかしい。これまで執行部側と議会側とで作ってきた、歴史ある議会運営委員会のルールにのっとっていないため、議案を提出することはおかしい。委員長に整理していただきたい。

## 委員長

それでは、種々御意見はあるが、議論がまとまらないようであるので、採決することによっていいか。

## 石川委員

採決の前に休憩してもらいたい。今の議論を踏まえ、会派に持ち帰って検討させていただきたい。

**委員長**

暫時、休憩する。



平成30年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年10月12日(金)第2回)

---

**委員長**

委員長として議事を整理する。

今回は、手続き論として協議しているため、その観点からの発言をお願いします。

**木下(博)委員**

議案の内容が表彰という、個人の名誉に関わるものである。このため、表彰議案を本日取り扱うかどうかを採決すること自体が表彰の対象者に迷惑をかけてしまう部分があると考え。よって、採決するのではなく、執行部側が議案を提出するかどうか、再考するべきである。

**秋山委員**

表彰候補者は、既に開会日の代表者会議で氏名などが提示されている。表彰議案であるということを考慮し、議会として提案を受けて正規の手続きは省略し、採決すべきである。

**委員長**

それでは、今までの議論を勘案し、本日取り扱うべきとの意見もあったが、本日取り扱うべきではないという意見が多数であるので、本日は取り扱わないことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、本日は取り扱わないこととする。

**委員長**

2 熊谷市上之地内における農地転用許可等の調査に関する動議についてだが、去る10月11日、小島信昭議員ほか8名から、熊谷市上之地内における農地転用許可等の調査に関する動議が提出されている。動議の内容及び提出者は、お手元の資料のとおりであるので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2)説明者の確認についてだが、熊谷市上之地内における農地転用許可等の調査に関する件は、提出者を代表して、40番新井豪議員が提出理由の説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、この熊谷市上之地内における農地転用許可等の調査に関する件の取扱いについてだが、本日の本会議の各特別委員長の報告終了後に上程し、提出者の説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は、提出者の説明終了後の休憩中速やかにということではないか。

< 了 承 >

**委員長**

3 決算特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、委員長に岩崎宏委員が、副委員長に齊藤邦明委員が互選された。

については、本日の本会議においてこの旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

4 議会運営委員会及び常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布したとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

5 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

特に討論を必要とするか、御意見を願う。

**本木委員**

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。議案提出には8人以上を必要とするのに対し、請願は紹介議員1人でもよく、どのような請願でも本会議での討論を認めることは、議案提出権とのバランスを欠く。今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないと考える。

**委員長**

それでは、御意見を伺ったが、討論は行わないことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

6 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

## 委員長

御異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

## 委員長

7 埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会からの報告についてだが、議長から発言を求められているので、議長、よろしく願います。

## 議長

平成30年10月4日に、埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会の野本会長から私に、議員の定数及び選挙区等について、お手元にお配りした写しのとおり報告があった。

協議会においては、9月20日から3回の会議が開催され、委員各位の御努力にもかかわらず、全会派一致には至らなかったとのことで、各会派から出された意見を併記した形で御報告いただいた。報告は以上である。

## 委員長

8 議員提出議案の(1)条例案についてだが、さきほど議長から報告があったとおり、議員の定数及び選挙区の検討については、全会派一致には至らなかったが、その後の調整の結果、立憲・国民・無所属、県民の共同提案として議案を提出したいとの申出があった。

条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

## 委員長

この件については、今後の議運で御協議をお願いする。

< 了 承 >

## 委員長

次に、(2)意見書・決議案についてだが、去る10月1日(月)・一般質問中日までに各会派から提出された意見書・決議案の柱27件(意見書24件、決議3件)について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料3の一覧表のとおり、共同提案10件(意見書10件)となったので、御了承願う。

< 了 承 >

## 委員長

また、その他の2件は、各会派間で調整した結果、全会派での提案とはならなかったが、意見書1件、決議1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので御報告申し上げます。

## 本木委員

ただ今、委員長から意見書・決議の調整結果について報告されたところだが、急きよではあるが、この場をお借りして決議について御提案させていただきたいと存じる。

決議の案をお配りして御説明させていただきたいと存じる。

委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いしたい。

#### 委員長

それでは、自民の案を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

#### 委員長

それでは、説明をお願いします。

#### 本木委員

「知事特別秘書の給与額の適法性」について、さきの6月定例会において議会から監査請求を行い、去る9月27日に監査結果報告書の提出があった。その監査結果報告書と、質問最終日の小林議員の一般質問に対し、代表監査委員からの答弁があったが、特別秘書の給与額が適法であることが明らかになったとは全く言い難いものであった。こうしたことから、我が会派は本県議会として決議を行うべきと考えている。

そこで、「知事特別秘書の給与額の適法性の確保を求める決議」を急ぎよ、件名に追加していただくことについて、御配慮願いたいと考えている。

意見書・決議については、開会日の議会運営委員会において、一般質問中日・10月1日までに件名を、一般質問最終日・10月3日までに案文を提出することが確認されていることは承知している。このような急な提案となったことについて、各会派におかれては、御理解をいただきたいと考えているので、よろしく願います。

#### 委員長

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

#### 秋山委員

異例な案件は今回認めるべきではない。決議は取り下げていただきたい。

#### 田村委員

意見書・決議案について、一般質問最終日までに案文を提出しなければならないというルールは理解している。しかし、今回は一般質問最終日の最終者の質問に対し、代表監査委員から答弁があったものである。その後、対応する意見書や決議が出てきた場合、これまで過去にも取扱いをお願いし、御理解いただいている。このまま審議をお願いしたい。

#### 委員長

それでは、ただ今自民から提案のあった「知事特別秘書の給与額の適法性の確保を求める決議」案については、全会派一致とはならなかったが、共同提案ではなく、その他として追加することでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

また、案文及び提案者の確認等については、ほかの議員提出議案と同様に、今後の議運で

御確認いただくことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)議員派遣についてのア 議会図書室の運営等に関する調査についてだが、お手元の資料4のとおり、議運委員の連名の議員提出議案として提案することよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等については、今後の議運において確認することよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、イ 第18回都道府県議会議員研究交流大会への派遣についてだが、お手元の資料5のとおり、議運委員の連名の議員提出議案として提案することよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等については、今後の議運において確認することよいか。

< 了 承 >

**委員長**

9 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

10 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に説明させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、58番伊藤雅俊議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、熊谷市上之地内における農地転用許可等の調査に関する件の提出者の説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後2時を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに会議を開くことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、2番松坂喜浩議員から文教委員長の報告に対する質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、47番村岡正嗣議員から第93号議案及び第100号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 熊谷市上之地内における農地転用許可等の調査に関する件についての(1)質疑の有無の確認についてだが、61番水村篤弘議員から質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)討論の有無の確認についてだが、45番江原久美子議員から熊谷市上之地内における農地転用許可等の調査に関する件に対する反対討論、4番中川浩議員から熊谷市上之地内における農地転用許可等の調査に関する件に対する賛成討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

次に、採決区分の確認についてだが、お手元に配布した熊谷市上之地内における農地転用許可等の調査に関する件・採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

なお、熊谷市上之地内における農地転用許可等調査特別委員会が13人の委員をもって設置されると、委員配分については埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき、自民8人、立憲・国民・無所属1人、公明1人、県民1人、共産党1人、改革1人となるので、御了承願う。

< 了 承 >

### 委員長

また、各会派におかれては、特別委員会設置後、速やかに委員氏名を報告するよう御協力を願います。

### 委員長

5 知事追加提出議案についてだが、去る9月20日の議運において説明のあった、人事議案についてである。

まず、(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

### 委員長

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

6 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、議第25号議案は、提案者を代表して3番井上航議員が提案説明を行うことによいか。

< 了 承 >



**委員長**

その他の議案については、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は、議第25号議案の提案説明終了後の休憩中速やかにということではいかか。

< 了 承 >

**委員長**

7 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

8 その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第25号議案の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

平成30年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年10月12日(金)第4回)

---

**委員長**

1 熊谷市上之地内における農地転用許可等調査特別委員会についてだが、先ほどの本会議において「熊谷市上之地内における農地転用許可等調査特別委員会」を設置し、「熊谷市上之地内における農地転用許可等に関する件」を付託することについて御決定いただいた。

**委員長**

まず、委員の選任についてだが、お手元の資料1の名簿のとおり選任することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

このことについては、次の本会議において異議なし採決によりお諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、無所属は私から確認しておく。

**委員長**

また、正副委員長互選のための委員会を、次の本会議の休憩中に開会することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議員提出議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)討論の有無の確認についてだが、31番秋山文和議員から議第25号議案に対する反対討論、62番高木真理議員から議第25号議案に対する賛成討論、77番山本正乃議員から議第37号議案に対する反対討論、19番石川忠義議員から議第37号議案に対する反対討論、15番金子正江議員から議第37号議案に対する反対討論、30番山根史子議員から議第38号議案に対する反対討論、33番岡重夫議員から議第38号議案に対する反対討論、63番柳下礼子議員から議第38号議案に対する反対討論の通告書が提出されてい

る。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

4 その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情がない限り、次の本会議休憩中とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

**委員長**

この際申し上げる。

先ほどの本会議における議員提出議案の採決について、無所属県民会議の鈴木正人代表から釈明したいとの申出があったので、鈴木正人代表の入室及び発言を許可してよいか。

< 了 承 >  
< 鈴木正人議員 入室 >

**委員長**

鈴木正人議員の発言を許す。

**鈴木(正)議員**

この度、議会運営委員会に配布された採決確認表に従って行動しなければならないところ、単純なミスをしてしまった。本来、起立しなければならない議第25号議案では、石川議員、並木議員が起立をしなかった。また、本来、起立してはいけない議第37号議案及び議第38号議案では、石川議員、大嶋議員、岡議員、井上(航)議員、醍醐議員が起立してしまった。

心より、謝罪申し上げます。

**委員長**

本会議における採決は、会派に関する規定において、「会派としての方針を決定し、一致した行動を取るものとする」など、大変重たいものである。各会派におかれては、このことに十分御留意いただき、採決に当たっては慎重に御対応いただくよう、改めてお願い申し上げます。

鈴木正人代表の退出をお願いする。

**鈴木(正)議員**

さきほど議長からも御指導いただいた。本当に申し訳なかった。

< 鈴木正人議員 退室 >

**委員長**

1 熊谷市上之地内における農地転用許可等調査特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、委員長に長峰宏芳委員が、副委員長に本木茂委員がそれぞれ互選された。

については、次の本会議の冒頭でこの旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他の(1)12月定例会の会期予定案についてだが、この件については、12月3日(月)~21日(金)の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。